濃霧のため視界制限状態となった関門第2航路北西口付近において、南進中の貨物船同士が衝突した事例

概要:貨物船A船は、大韓民国釜山港から関門港下関区に向けて航行中、貨物船B船は、大韓民国光陽港から名 古屋港に向けて航行中、一方、C船は関門第2航路を北進して安瀬航路に向かう予定で航行中、平成20年5月27 日07時08分ごろ、関門第2航路北西口で、A船とB船が衝突した。衝突の結果、A船には、船首部に損傷が生じ、 B船には、左舷船首部水面下に損傷が生じたが、両船とも死傷者はいなかった。

事故の経過

主 な 要 因 等

A 船(貨物船)

総トン数: 2,745トン L×B×D: 90.81m×15.30m×

7. 50m

船 籍:大韓民国

乗 組 員:船長A(大韓民国籍)

ほか 13 人

積 載:コンテナ貨物

B 船(貨物船)

総トン数: 2,498トン

 $L \times B \times D : 94.00m \times 14.00m \times$

7. 00m

船 籍:大韓民国

乗 組 員:船長A(大韓民国籍)

霧模様のため、視程が600~

船長 B は、航海士を補佐に、

甲板員を手動操舵につけ、関

門第2 航路へ向けて、六連島

霧中信号を行いながら、対地

700m まで低下していた

ほか 12 人

積 載:鋼製コイル

06 時 50 分ごろ

C船(貨物船)

総トン数: 5,174トン

 $L \times B \times D : 100.61m \times 19.00m \times$

10.30m

船 籍:日本

乗 組 員:船長 C ほか 12 人

積 載:空倉

06 時 40 分ごろ

船長 C は、航海士 2 人をレーダーによる見張り及び VHF の通信担当に、甲板員 2 人を手動操舵及び見張りにつけ、関門港安瀬泊地へ向けて、六連島東方の錨地を抜錨

六連島の西方水路のA船及びB 船をレーダーで認める

06 時 50 分ごろ

霧中信号を行いながら、対地 速力約10.2kmで関門航路を南 西進

06 時 56 分ごろ

約7.2knで、右転して関門第2 航路に入る

06 時 50 分ごろ

霧模様のため、視程が 500~ 600m まで低下していた

船長 A は、航海士を補佐に、 甲板員を手動操舵につけ、関 門第 2 航路へ向けて、六連島 の西方水路を南進

霧中信号は行わず、対地速力 約13.1kn (全速力)で航行

06 時 55 分ごろ

レーダーで前方約1,100mのと ころに同航するB船を認め、B 船と初めて連絡をとる

速力約 11.3kn で航行 06 時 55 分ごろ

の西方水路を南進

A 船からの連絡で、A 船が後方 約1,100mのところに同航して いることを知る

【気象及び海象の状況】

事故当時は濃霧のため、視程が50~100mまでに狭まっていた

07 時 00 分ごろ

B船との距離が約850mに接近

07 時 01 分ごろ

関門マーチスから、視程が1,000m以下であり、安瀬入航船(C船)がいるので、動静に留意するよう情報提供を受ける

07 時 04 分ごろ

C船が、関門第2航路から安瀬 航路に向けて左転して増速し たが、A船は、減速せず航行

船長 A は、着桟時刻が迫っていることに気を取られた

07 時 05 分ごろ

約 12. 1kn の速力としたとき、 B 船との距離が約 550m に接近

07 時 00 分ごろ

レーダーで後方の A 船を確認

関門マーチスから、視程が 1,000m 以下であり、C 船が西進しているので、注意するよう連絡を受ける

07 時 05 分ごろ

約9.9kn に減速

船長 B は、A 船が後方約 550m まで接近していたが、C 船の動 静に気を取られ、A 船の存在を 失念した

07 時 00 分ごろ

約4.8kn に減速

07 時 02 分ごろ

約3.4kn に減速し、A 船及びB 船の動静を監視しながら関門 第2航路に沿って北西進

07 時 04 分ごろ

関門マーチスから、南進船が2 隻(A船及びB船)いるので、安 瀬航路入航を待つよう連絡を 受ける

関門マーチスから、待機の連絡があったが、安瀬航路に向けて左転し、約5.0kn に増速

船長 C は、安瀬航路への入航を、関門マーチス を通じて A 船及び B 船に通報していることか ら、安瀬航路に入航できるものと判断した

次ページへ

前ページから

C船が左転し、安瀬航路入口で 行き会う状況となったことから、関門マーチスから、C船を 避けるよう連絡を受ける

07時06分30秒ごろ

関門第2航路北口手前で左転 して、A船の方向に向くことと なる

07 時 07 分ごろ

- ・関門マーチスから、左転して増速しながら安瀬航路に入航しようとしていた C 船が反転して避航する旨の情報提供を受ける
- ・B船は、関門マーチスから、右転を呼びかけられる

右転を呼びかける関門マーチ スに B 船が応答しないことか ら、B 船に対して C 船が左転し たことを呼びかける

B船が左転して、右舷側至近に 接近していることに気付き、 大きく左に転舵

07時08分ごろ

船首方位約132°速力約11.8kn で、A 船の船首と B 船の左舷船 首部が衝突

関門第2航路に入る

関門マーチスに続いて A 船から、C 船が左転している旨の通報があったが、応答せずに右転しないまま進行

A 船が左舷後方から至近に迫っていることに気付く

07 時 08 分ごろ

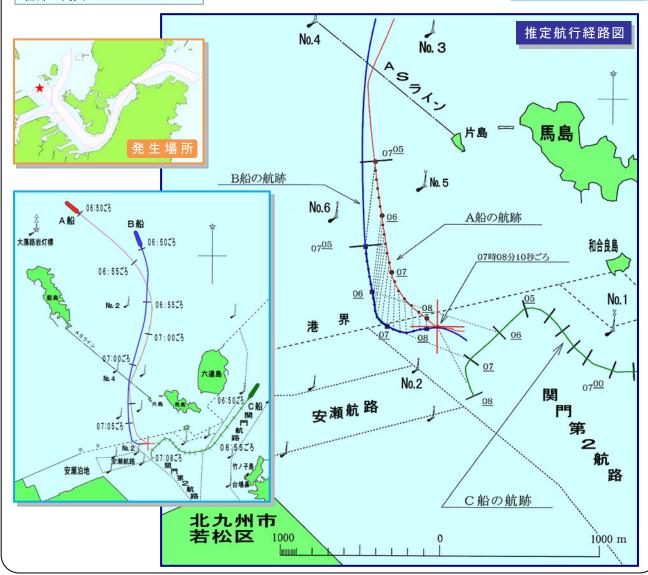
船首方位約 081° 速力約 7.9kn で、A船と衝突

07 時 06 分ごろ

A船及びB船と安瀬航路入口で 行き会う状況となり、関門マ ーチスから、そのまま左転し て反転するよう連絡を受ける

関門マーチスからの連絡に了解して、回頭を続け、A 船及びB 船を避航





事故の発生に関する解析

本事故は、濃霧のため視界制限状態となった関門第2航路北西口付近において、A 船及びB 船が、六連島西水 路を相前後して南進中、一方、C 船が関門第2航路を北進して安瀬航路に向かう予定で航行中、それぞれ互いの 船舶の存在をレーダーのみで探知したものの、レーダーによる適切な見張りが行われず、各船が互いに著しく接 近することとなったことに気付かず航行を続けたことにより発生したものと考えられます。

報告書では、本事故の発生に関与した要因について、次のとおり解析しています。

◆ A 船、B 船及び C 船は、視界制限状態の中、船舶交通のふくそうする関門航路及び第 2 航路付近を航行

視界制限状態

海上衝突予防法の規定により

- → 各船は、当該他の船舶に著しく接近することとなるかどうか又は当該他 の船舶と衝突するおそれがあるかどうかを判断しなければならず、ま た、他の船舶に著しく接近することとなり、又は他の船舶と衝突するお それがあると判断した場合は、十分に余裕のある時期にこれらの事態を 避けるための動作をとらなければならなかった
- → 各船は、霧中信号を行い、安全な速力としなければならなかった

◆ 関門マーチスは、A 船、B 船及び C 船に対して、各船の動静に関する情報提供を行っていた



とに気を取られた

船長 A は、霧中信号を行 わなかった

船長B C船の動静に気を取ら れた

船長 C

安瀬航路への入航を、関 門マーチスを通じて A 船 及びB船に通報している ことから、安瀬航路に入 航できるものと判断した

- ◆ 各船において、レーダーによる適切な見張りが行われず、他の船舶に著しく接近することとな るかどうかの適切な判断がなされなかった
- ▶ 各船とも、 安全な速力とせず、また関門マーチスが提供する情報を継続的に聴取しなかった

船長 A は、安全な速力とし ないまま、続航

船長Bは、C船を避ける際、 A 船の存在を失念し、後方 から接近する A 船の方向 に左転

船長Cは、関門マーチスか らの入航待機の連絡を 受けたが、安瀬航路へ向け 左転

再発防止に向けて

当委員会は、同種事故の再発防止の観点から、次のとおり分析しています。

同種事故の再発防止に関する分析

A 船、B 船及び C 船は、視界が制限された状況において、航路幅が制約され、船舶交通のふくそう する関門航路及び第2航路付近を航行するに当たり、レーダーによる適切な見張りを行って周囲の船 舶の動静を十分に把握し、海上衝突予防法に定める航法を遵守するとともに、関門マーチスが提供す る情報を十分に利用する必要があったものと考えられる。

◆視界制限時の安全航行のポイントは 17 ページで紹介しています。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(平成 22 年 1 月 29 日公表)

http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/report/MA2010-1-29_2008mj0006.pdf